

## 取引参加者の意見（これまでに寄せられた主な意見の概要）

部 類	事 項	意 見
水産物部	全 般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場が都民のためにある旨の表現は条例に明記すべき（仲卸）</li> <li>・市場業者の位置づけについて規定してほしい（卸）</li> <li>・市場を取り巻く環境は厳しい。新制度をいかに活用して、市場の活性化、取扱の増大を図っていくか、業界の壁を乗り越えて取り組んでいかなければならない（卸）</li> <li>・市場経由率を確保していくためには、市場全体が発展し、多くの顧客が集まる形にすることが必要。強い卸、仲卸が形成されるよう、都はバックアップすべき（買参）</li> <li>・魚の消費を取り戻せるよう、皆で協議しながら努力することが必要（小売）</li> <li>・適正な市場業務と取引の秩序を維持していくため、違反・不正行為等に対する措置は必要（仲卸）</li> </ul>
	取引ルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託拒否の禁止は共通ルールで維持、その上で、取引の活性化が図られることを期待（出荷者）</li> <li>・売買取引の方法について、現行の物品区分（1・2・3号）を踏襲すべき（仲卸）</li> <li>・第三者販売が認められれば、卸売会社は市場外への商流がスムーズに進むことになる。そのためには、卸売業者、仲卸業者、買参参加者等の市場関係業者間で取引の秩序が保たれるようにする事が肝要（卸）</li> <li>・市場の評価機能、分荷機能などを維持するためには、第三者販売の枠は守るべき（仲卸）</li> <li>・第三者販売については基本的に反対。ただし卸会社間で過剰商品や過少商品等を融通しあうことなどは、第三者販売から除いてもよい（仲卸）</li> <li>・商物分離は、基本的に加工品などの比較的安定した数量を供給可能な物品に限られると思うが、商物分離が可能になると都民に安定した価格で供給することができる（卸）</li> <li>・商物分離取引は、組合員の仕入状況の把握が難しくなるため、やむを得ない場合のみにすべき（仲卸）</li> </ul>
	協議の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの項目が廃止されるため、現場での運用についての協議・決定について、開設者主導で市場関係者との協議を早期に開始してほしい（仲卸）</li> <li>・商物分離については、買受側がリスクを負う商材もあるため、取引委員会等において明確にするなどすべき（仲卸）</li> <li>・せり・入札物品の直荷引きによる取扱については、取引委員会で十分な議論が必要（仲卸）</li> </ul>
青果部	全 般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場の活性化に向け、業界全体で工夫しながら、社会インフラとしての使命を果たせるよう前進していきたい（卸）</li> <li>・市場を活性化していくためには、入荷量を確保した上で、価格形成について卸・仲卸がイニシアティブを取っていくことが必要（仲卸）</li> </ul>
	取引ルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商物分離は無秩序に広がることはないが、物流全体の最適化は重要（出荷者）</li> <li>・規制緩和は時代の流れだが、取引の可視化を希望（買参）</li> <li>・市場に出荷していない生産者や、付加価値やその味覚にこだわる小規模農家から仕入れることについては認めて欲しい（仲卸）</li> </ul>

部 類	事 項	意 見
青果部 (続き)	取引ルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直荷引きについて、生産者所得の向上と再生産に繋がるよう、公正性や透明性を担保した秩序ある取引とすることが重要（出荷者）</li> <li>・即日上場について、鮮度重視の品目と貯蔵可能な品目があり、一律に統制するのは現実的でない。品目特性によって即日上場が合理的な品目とそうではない品目で条例を分割すべき。貯蔵品目であるにも関わらず、即日上場義務のために売り急いだ結果、無用な下げ相場に突入してしまっは誰も得をしない（出荷者）</li> <li>・即日上場は、生鮮食品の特性をふまえ、維持するべき。上場日の繰延により傷み等が発生した際の責任区分が問題となることを危惧（出荷者）</li> <li>・自己買付について、適正な価格形成かどうかが見え難いため、公正性・透明性ある価格形成を担保するよう要望（出荷者）</li> </ul>
	協議の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者販売、直荷引き等は事業者間の協議が重要（出荷者）</li> <li>・取引委員会のような協議の場について、十分機能するよう、都は指導すべき（仲卸）</li> <li>・「その他の取引ルール」について、規制緩和とは別の面で、市場事業者に情報提供されるオープンな市場運営を望む（買参）</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決済機能について、早期決済のためのルールが必要（出荷者、買参）</li> <li>・卸売の翌日の仕切・送金については、市場に安心して出荷できる卸売機能の根幹。生産者の再生産、安定経営の観点から制度の維持を望む（出荷者）</li> <li>・奨励金制度について、開設者の関与が必要（買参）</li> </ul>
食肉部	取引ルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・せり・入札の数量・割合については、概算での運用ができる形が、自由度が増すため、望ましい（卸）</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代金決済の即時支払い義務については、出荷者保護、流通円滑化のため、何等かの規定が必要（卸）</li> <li>・せり人の制度について、講習会の受講など厳格な運用が必要（卸）</li> <li>・奨励金については、卸の経営安定のため、目安を設けるなど都の一定の関与が必要（卸）</li> </ul>
花き部	全 般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場の価格形成機能は維持されるよう配慮が必要（卸）</li> <li>・規制緩和により何が不公正なのかわかりにくくなったので、明確にしてほしい（卸）</li> </ul>
	取引ルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての規制を緩和するのではなく、市場や部類ごとによる違いも含め、柔軟に対応できるようにしてもらいたい（仲卸、買参）</li> <li>・花きの場合、品質劣化を取引時点では見分けられない場合があり、即日上場の原則は維持すべき（仲卸、買参）</li> <li>・即日上場は、廃止とするならば、鮮度維持の観点から入荷日の公表が必要（仲卸）</li> <li>・再上場、自己買受、卸売代金の変更の規制がなくなることにより、公正・公平な取引が維持できなくなる（仲卸、買参）</li> <li>・自己買付について、卸売業者による不当な調整を懸念（仲卸）</li> </ul>
その他（買出人）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸・仲卸等の役員等の兼務禁止規定の廃止について、有力卸又は買参が、仲卸・買参等に対する支配力を一層、強める要因となりかねず、慎重な取扱が望まれる</li> </ul>